

伝統産業(酒類等)情報発信強化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、伝統産業（酒類等）情報発信強化支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、国内や海外を対象に地酒や酒造の魅力を情報発信する県内の事業者及び団体に対して必要な経費を助成することにより、県内の酒類販売事業の振興を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という）を乗じて得た額（同表第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。
 - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、事業を開始する20日前までに行わなければならない。ただし、年度当初に開始する事業についてはこの限りではない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
- (1) 本補助金の増額を伴うもの
 - (2) 補助事業の中止及び廃止
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

- 第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（消費税及び地方消費税の取り扱い）

第8条 本補助金の補助対象経費には、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。

（雑 則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度採択事業から適用する。

別表1（第3条関係）

1 補助事業		2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
伝統産業 （酒類等） 情報発信強化支援事業	国内・海外を対象に、県内酒造と協力しての産地体験ツアー実施やオンライン地酒セミナー実施等の、地酒や酒造の魅力の情報発信につながる事業 ※企画については、広く参加者を募集するものであること。	次の要件を満たす、本補助金交付要綱第2条の交付目的に沿う団体等（事業の実施に当たって設立された実行委員会等を含む） （1）酒類の製造あるいは販売を県内で行っている事業者であり、本拠地が県内にあるもの （2）代表者及び所在地が明確なもの （3）会計経理が明確なもの	謝金（委員謝金、専門家謝金、講師謝金） 旅費（専門家旅費、講師旅費、職員旅費） 庁費（原材料費、外注加工費、コンサルタント雇用料、会議費、会場借料、会場整備費、デザイン料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、機械器具借料及び損料、資料作成費、原稿料、保険料） 委託費（実施事業の一部を委託する経費。県内事業者に発注したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と事前に県が認めた場合については、この限りでない。）	1 / 2	150 千円
<p>【注意事項】</p> <p>1 同一事業実施主体による申請は、同一年度において3回までとする。</p> <p>2 同一事業主体による申請は、企画が東部中部西部のエリアに分かれていれば各1回、あるいは全県を対象にした企画であれば3回を限度とする。また、東～中部、中～西部、東部および西部のように分かれて行う場合も、各1回とする。</p> <p>3 事業実施主体が自ら製造あるいは販売する製品の販路開拓のための事業に限る。</p>					

鳥取県知事 平井 伸治 様

（住所）
（事業者名 氏名）

令和 年度伝統産業（酒類等）情報発信強化支援事業補助金交付申請書

伝統産業（酒類等）情報発信強化支援事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	伝統産業（酒類等）情報発信強化支援事業補助金
算定基準額（見込み）	円
交付申請額	円
添付資料	1 事業計画書 2 収支予算書

令和 年度伝統産業（酒類等）情報発信強化支援事業補助金

1 実施主体名称・代表者氏名・グループの場合構成メンバー列記のこと

*実施主体・代表者に関して該当する項目にを記載

酒類の製造あるいは販売を県内で行っている事業者であり、本拠地が県内にある

2 事業内容

(1) 実施テーマ名

(2) 目標及び期待される効果

(3) 事業実施方法及び実施予定場所

(4) 実施日程（開始予定日／完了予定日）

(5) 外部委託、委嘱の相手先概要、委託・委嘱内容

*外部委託・委嘱する場合のみ記載

3 補助事業完了予定年月日 ※全ての精算が終わり決算書が作成できる日

年 月 日 予定

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

*他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

*「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 消費税等の取扱い（申請時点）

一般課税事業者 簡易課税事業者 免税事業者 ※いずれかを選択してください。

様式第2号（第4条、第7条関係）

令和 年度伝統産業（酒類等）情報発信強化支援事業収支予算書(決算書)

1 収入の部

(単位：円)

	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減	備 考
合計				

2 支出の部

(単位：円)

	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度決算額 (本年度予算額)	差引増減	備 考
合計				

(注) 備考欄には、区分ごとに積算を明記すること。ただし別葉としても構わない。

様

職氏名

年度伝統産業（酒類等）情報発信強化支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった伝統産業（酒類等）情報発信強化支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「○○○○○○○○事業」とし、その内容は、・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分は、・・・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、伝統産業（酒類等）情報発信強化支援事業補助金交付要綱（令和5年2月（**決裁**）日付第202200278972号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

(住所)
(事業者名 氏名)

令和 年度伝統産業（酒類等）情報発信強化支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	伝統産業（酒類等）情報発信強化支援事業	
	算定基準額	交付決定額
交付決定		
実績		
差引		
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書(に準ずる書類)	

令和 年度伝統産業（酒類等）情報発信強化支援事業実績報告書

1 実施主体名称・代表者氏名・グループの場合構成メンバー列記のこと

2 事業内容

(1) 実施テーマ名

(2) 事業実施による効果

- ・実施期間中の効果（売上げ、商談件数等）

- ・実施期間後の効果（新たな販路、新規顧客からの反応等）

- ・その他の効果

(3) 事業実施方法及び実施場所

(4) 実施日程（開始日／完了日）

(5) 補助事業完了年月日

※「補助事業完了年月日」とは「補助対象経費の額が確定した日」を指します。

(6) 外部委託、委嘱の相手先概要、委託・委嘱内容

※外部委託・委嘱する場合のみ記載

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

4 消費税等の取扱い（実績報告時点）

一般課税事業者 簡易課税事業者 免税事業者